

変更届

概要説明	<p>毒物及び劇物取締法第10条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第10条の2、第11条により次の事項を変更した時に、<u>30日以内</u>に毒物劇物販売業者が届け出る場合の届出書です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地又はその名称） 2 毒物又は劇物を貯蔵し、または運搬する設備の主要部分 3 店舗の名称
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更届 2 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の主要部分の変更にあつては、店舗の平面図、毒物又は劇物の保管場所の立面図等 <p>正1部提出。</p>
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	不 要
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の「登録番号及び登録年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 ・ 氏名又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地又はその名称）、店舗の名称の変更の場合は、同時に「登録票書換え交付申請」をお願いいたします。 ・ 「下関市毒物及び劇物取締法施行細則第4条」において、登録票の掲示等について規定されています。 ・ 平面図、立面図については(19)の記載例及び注意事項を参考にして下さい。 ・ 毒物劇物の取扱いの変更(例：取扱わない→取扱う等)の場合は、事前にお問い合わせください。